

「au ルーター→au ひかりピカ得プログラム提供条件書」

※中部テレコミュニケーション株式会社（以下、ctc）は、2023年4月1日をもって、中部地区（愛知県、岐阜県、静岡県）のKDDI株式会社（以下、KDDI）のau ひかりマンションのインターネットサービスプロバイダ「au one net」事業を承継しました。
この承継に基づき、「au one net」から「コミュファ net」へ承継した契約については、「au one net」を「コミュファ net」と読み替えます。

※本特約は2021年9月30日をもって受付を終了しました。なお、2021年9月30日以前に本特約の適用条件を満たしている場合、2021年9月30日以降も本特約を適用します。

1. 概要

「au ルーター→au ひかりピカ得プログラム」は、au のWi-Fi ルーターをご利用のお客様で、au one net の「au ひかり マンション お得プラン A」または「au ひかり マンション お得プラン」に新規契約いただいた方について、インターネットサービス月額利用料を割引く特約です。

2. 提供条件

（1）受付期間

2020年8月1日（土）～2021年9月30日（木）

（2）適用条件

適用条件
次の全てを満たすこと。
① 所定の取扱店等において、au ひかり インターネットサービス（プロバイダは au one net に限ります。以下同じとします。）の新規お申込みと同時に、表 1 の対象料金プランにご加入いただくこと。 ^(※1)
② ①のお申込み月から起算して5ヶ月目の末日までに、au ひかり インターネットサービスの課金を開始していること。
③ 2020年5月31日時点で、①の契約者と同一名義 ^(※2) で au のWi-Fi ルーターをご契約いただいていること。
④ ①の au ひかり インターネットサービスの課金開始月の末日において、次のいずれも満たしていること。 (ア) ①の au ひかり契約について、対象料金プランの適用を受けていること。

(イ)③の au の Wi-Fi ルーター契約について、①の au ひかり契約と同一の au スマートバリューグループに属し、au スマートバリュー（ルーター割引）または au スマートバリュー（ルーター割引固定代替）^(※3)の対象となる Wi-Fi ルーター向けの料金プランに加入していること。

*1：au ひかり インターネットサービスにお申し込みの時点で、au ひかり電話サービスの提供を受けている場合は対象外です。

*2：同一名義でない場合も、同一姓・同一住所に居住の家族など当社所定の基準に該当するときは対象とします。

*3：au スマートバリューの固定通信サービスエリア外の場合に、その代替でご利用の Wi-Fi ルーター向けの割引です。

【表 1：対象料金プラン】

対象料金プラン
au ひかり マンション お得プラン A、au ひかり マンション お得プラン

(3) 割引内容^(※4)

(1 契約ごとに月額)

割引対象期間	対象料金プラン	割引額
		税抜額（税込額）
インターネットサービスの課金開始月の翌月から 12 ヶ月間	au ひかり マンション お得プラン A	820 円 (902 円)
	au ひかり マンション お得プラン	820 円 (902 円)

*4：詳細は「3. 重要事項」をご確認下さい。

3. 重要事項

(1) 本特約の適用・廃止について

- 対象料金プランのインターネットサービス月額利用料から割引きます。
- 割引対象期間中であっても、2 ヶ月目以降の割引対象月については、その月の末日において対象料金プランの適用を受けていない場合、割引を適用しません。
- 移転、解約（その光回線設置場所で、引き続き au ひかり電話サービスの提供を受ける場合を除きます。）があった場合、割引の適用は前月利用分をもって終了します。

(2) 其他のご注意事項

- au ひかりのご利用には、光回線工事が必要です。エリアまたはお住まいの環境によりご利用いただけない場合があります。
- au ひかり マンション お得プラン A および au ひかり マンション お得プランは 2 年単位で自動更新します。更新期間以外に料金プランの変更（契約期間の長い料金プランへの変更は除きます。）や au ひかりの解約等があった場合、契約解除料がかかります。
- 当社ならびに KDDI 株式会社が実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本利用料、通話料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、回線工事費等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書および契約約款等（KDDI の FTTH サービス契約約款その他 ctc の各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。）の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・ ctc は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとなります。
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、ctc からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、ctc のホームページにその内容を掲示します。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI および ctc のホームページでご確認いただけます。

■作成日：2023 年 4 月 1 日